

**平成26年度
大分県自立支援協議会
第2回地域移行専門部会**

**日時：平成26年11月6日（木）
場所：大分県庁舎 新館81会議室**

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

議 題

- 1 精神障がい者地域移行ワーキングの報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 支援制度の紹介及び参考事例の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 住居確保に関する意見交換（対応事例の紹介等）・・・・・・・・ 19
- 4 住居確保に関する当部会としての重点課題の確認・・・・・・・・ 21
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

議題 1 精神障がい者地域移行ワーキングの 報告

精神障がい者地域移行ワーキングの取組

1. 経過

<p>【第1回】 8月7日</p>	<p>(1) 大分県の地域移行・地域定着支援の現状の共有 (2) 情報交換 地域移行・地域定着の課題等</p>
<p>【第2回】 9月26日</p>	<p>(1) ワーキングの具体的取組に関する意見交換 (2) 検討結果を踏まえた作業 【26年度取組】 ①退院に向けたフローチャート（モデル事例）の作成 入院～退院にむけての医療機関と地域との連携のポイントを整理 （地域の窓口、どの時期にどんな準備、手続きをするか等） ②実態把握 精神障がい者が入居可能な住居（GH等）について</p>

2. ワーキングで整理した精神障がい者の地域移行に関する課題及び必要な取組等

①医療機関と地域の連携について

- ・自己完結で終わらないよう、病院も相談支援事業所や保健師に入ってきて欲しいと思っているが、どの段階で地域に声をかけてよいか悩んでいる。院内で退院を検討する段階から、相談支援事業所等に関わってもらえるのが理想。
- ・医療機関と地域の連携を推進するため、地域の支援者（相談支援事業所等）が病院に入っていける機会や仕組みがあるとよい。
- ・医療機関としては、地域の資源に関する情報が欲しい。
- ・地域（相談支援事業所等）からも、病院へ働きかけていく取組（仕組）が必要。
- ・地域の窓口、医療機関の窓口が明確になると連携しやすい。

②サービスの提供体制の確保

- ・申請から支給決定までにタイムラグが生じ、サービスが使いづらい。スムーズな福祉サービスへの移行のため、タイムラグを短くする為の周知等が必要。
- ・支給決定の基準（判断）が、市町村で異なる。
（地域移行支援は住居がある人は使えない等、市町村によって対象者を厳密にしている場合がある）
- ・相談支援事業所が計画相談に追われており、受けてくれるところがない。
（実際に、精神科病院が相談支援事業所に相談をして、断られる事例が発生している）
- ・精神障がい者の高齢化に伴い、介護保険との連携も必要になっている。

③住居の確保について

- ・グループホームは表向き3障がい可となっているが、精神障がい者は倦厭される傾向がある。
- ・地域の受け皿（住む場等）が不足しているというが、実際はどうか、実態把握が必要。
- ・保証人の確保が課題。単身者で保証人がいないと公営住宅も入居が難しい。

④人材の育成について

- ・得意分野にこだわらず、どこの相談支援事業所でも精神障がい者の受け入れてもらうためには、ケースを共有する場があるとよい。

⑤退院後の支援体制の確保

- ・退院後の服薬の支援、服薬の確認をどうするかは大きな課題。
- ・金銭管理の支援も課題。
- ・地域によっては、民生委員、社協が、高齢者・障がい者に対して、広く見守り活動を行っているところもあり、インフォーマルな支援も大事。

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性
(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)

2. 長期入院精神障害者本人に対する支援の具体的方策の方向性

〔イ〕 地域生活の支援

(1) 居住の場の確保

長期入院精神障害者の地域移行を進める上で、地域生活の基盤となる居住の場を確保することが必要であり、その際、長期入院精神障害者の過半数が65歳以上の高齢者であることを踏まえると、高齢の精神障害者に配慮した住まいの確保に向けた取組を進めることが特に重要である。

具体的に、長期入院精神障害者の退院後の居住先としては、次のような居住の場が考えられる。精神障害者が生活障害を持つ場合や要介護状態にある場合等においても受入れられるよう、それぞれの居住の場ごとに課題の解消を図ることが必要である。

① 障害福祉サービスにおける住まい

・グループホーム（サテライト型住居を含む）

※高齢や重度の精神障害者を受け入れているグループホームに精神保健福祉士、介護福祉士や看護師等の専門職が配置できるよう報酬上の評価が必要であり、実態調査等を行い基本報酬の見直しの必要性も含めて検討することが必要である。

※グループホームについての運用を含む防災基準の周知について、消防庁と連携して取り組むことが必要である。

② 高齢者向け住まい

- ・特別養護老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅

※退院後生活環境相談員は、必要に応じて市町村と連携し、養護老人ホーム、軽費老人ホームの活用による地域移行を促進する。

③ その他

a. 一般住宅の活用

- ・地域の実情を踏まえ、単身の精神障害者の優先入居等、公営住宅の活用を促進する。
- ・長期入院精神障害者の退院後の居住先の確保に関し、空室・空家の有効活用のための取組や、高齢者、ひとり親、生活保護受給者、DV被害者等への居住支援策との連携を図る。

「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ」の抜粋

- ・障害保健福祉担当部局において、退院後生活環境相談員等に精神障害者の居住先の確保に有用な住宅施策について周知を進める。
- ・（自立支援）協議会が居住支援協議会（※）と連携し、精神障害者に住宅を提供する際に必要な情報の提供（一般財団法人高齢者住宅財団による賃貸住宅の家賃債務保証制度の利用を含む。）を貸主に対して行うこと等を通じて、精神障害者の具体的な地域生活の調整を図る。

※住宅確保要配慮者（精神障害者含む）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するために地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者及び居住支援団体等により構成される住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に規定する協議会

- ・一般住宅への入居希望が実現できるよう、保証人の確保や緊急時等の対応等を推進する。

b.その他

- ・生活保護受給中の長期入院精神障害者について、障害保健福祉担当部局と生活保護担当部局との連携を強化することや、直ちに一般住宅で生活を行うことが困難な者が救護・更生施設等の活用すること等により地域移行を促進する。
- ・生活保護自立支援プログラムとして取り組まれてきた精神障害者退院促進事業は一定の効果があったことから、改めて福祉事務所等への退院推進員やコーディネーターの配置強化等が重要である。

(1) 県営住宅申込資格

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(不自然な家族での申込みはできません)

■ 単身者が申込み可能な場合 (1階もしくは単身者可住宅)

- ・ 60歳以上の方または昭和31年4月1日以前に生まれた方
- ・ 生活保護受給者
- ・ **障害者手帳の所持者**
(身体障害者手帳1～4級・精神障害者保健福祉手帳1～3級・療育手帳A～B)
- ・ 戦傷病者
(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症または同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方)
- ・ 原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けている方)
- ・ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ・ ハンセン病療養所入所者等
- ・ 配偶者からの暴力被害者

(省略)

入居に必要なもの

- 入居敷金は本来家賃の3ヶ月分です。
- 連帯保証人は2名必要です。(内、1名は親族の方)

連帯保証人の資格

- ・ 大分県内に居住している者
- ・ 入居者と同程度、又はそれ以上の収入がある者
- ・ 同一世帯から2人は不可(夫婦同一世帯の保証人の場合1人は可)

= お問い合わせ先 =

大分県住宅供給公社 県営住宅管理部 TEL : 097-532-5137

地域生活にかかる費用の推計

グループホームで生活した場合の生活費の試算

*平均額は平成 21 年度に厚生労働省障害者保健福祉推進事業により、日本グループホーム学会が実施した全国基礎調査の結果を引用。

家賃（平均額）	23,570 円
*利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額 1 万円を上限に補足給付あり。	
食費（平均額）	20,031 円
光熱水費（平均額）	9,922 円
その他費（平均額）	2,843 円
	<hr/>
計	56,366 円

地域で生活する場合、その他に受診にかかる医療費、交通費等が発生。
家賃の補足給付を受けた場合、残額は 2 万円弱となる。
グループホームの家賃は地域で格差がある。

【参考】

障害基礎年金	1 級	年額	966,000 円	月額	80,500 円
	2 級	年額	722,000 円	月額	64,400 円

議題 2 支援制度及び参考事例の紹介

「大分県居住支援協議会」について

1. 設立の背景

本県の人口は、昭和 60 年をピークに減少傾向にあり、今後はさらに世帯数も減少すると推測される少子高齢社会の時代にあつては、地域住民が互いに助け合い、支え合いながら「安心して住み続けられる」ことが求められている。そのため、住宅分野においては平成 23 年度から 32 年度までの長期的な住宅政策の基本となる「住生活基本計画」を策定し、健康で文化的な社会生活に不可欠な基盤となる住まい・まちづくりを県民・行政が一体となって推進しようとしている。

＜住宅分野＞

住生活基本計画においては

基本目標 1 「安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくり」

基本施策 3 「多様な住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの充実」

(3) 民間賃貸住宅を活用した重層的なセーフティネットの整備

基本施策 4 「地域で共に支え合う住まい・住環境づくり」では

(2) 生活支援サービス等と連携した高齢者や障がい者向け住宅の供給促進

一方、＜福祉分野＞

豊の国ゴールドプラン 2 1 <第 5 期>において

第 7 章第 3 節 高齢者の住まいの整備

大分県障がい福祉計画（第 3 期）において

第 3 章 グループホーム、ケアホーム等地域生活における住まいの場の確保などを具体的な取り組みとして位置づけている。

これらの取り組みの中で、高齢者や障がい者など、特に住宅の安定確保に配慮が必要な「住宅確保要配慮者」が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実のために、住宅分野である住宅・不動産事業者や福祉分野である居住支援団体等と連携した「**大分県居住支援協議会**」を平成 24 年 10 月 22 日に設立した。

2. 目的

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進し、県民の豊かな住生活の実現に寄与すること。

3. 事業内容

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の情報提供及び相談会等の実施
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する実態調査及び不安を解消する情報等の提供
- (3) 住宅確保要配慮者に対する住宅リフォーム等の情報提供及び相談会等の実施。

4. 会 員

会員は、本会の目的に賛同する不動産関係団体、賃貸住宅事業者、住宅確保要配慮者の居住支援団体等及び地方公共団体とし、下表のとおりとする。

宅地建物取引業、賃貸住宅及び住宅情報提供団体等	(会長) 社団法人大分県宅地建物取引業協会) 社団法人全日本不動産協会大分県本部 (監事) 大分県住宅供給公社 (監事) 大分県木造住宅等推進協議会
福祉団体、居住支援団体等	(副会長) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 社会福祉法人 シンフォニー
県、市町村関係課等	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 障がい福祉課 地域福祉推進室 こども子育て支援課 (事務局) 土木建築部 建築住宅課 公営住宅室

5. 今年度における協議会での検討事項

高齢者や障がい者の住まいや住まい方、居住地等の実態を把握して、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実に必要な措置を協議すること

- (1) 高齢者の住宅確保配慮に関する実態調査
- (2) 障がい者の住宅確保配慮に関する実態調査

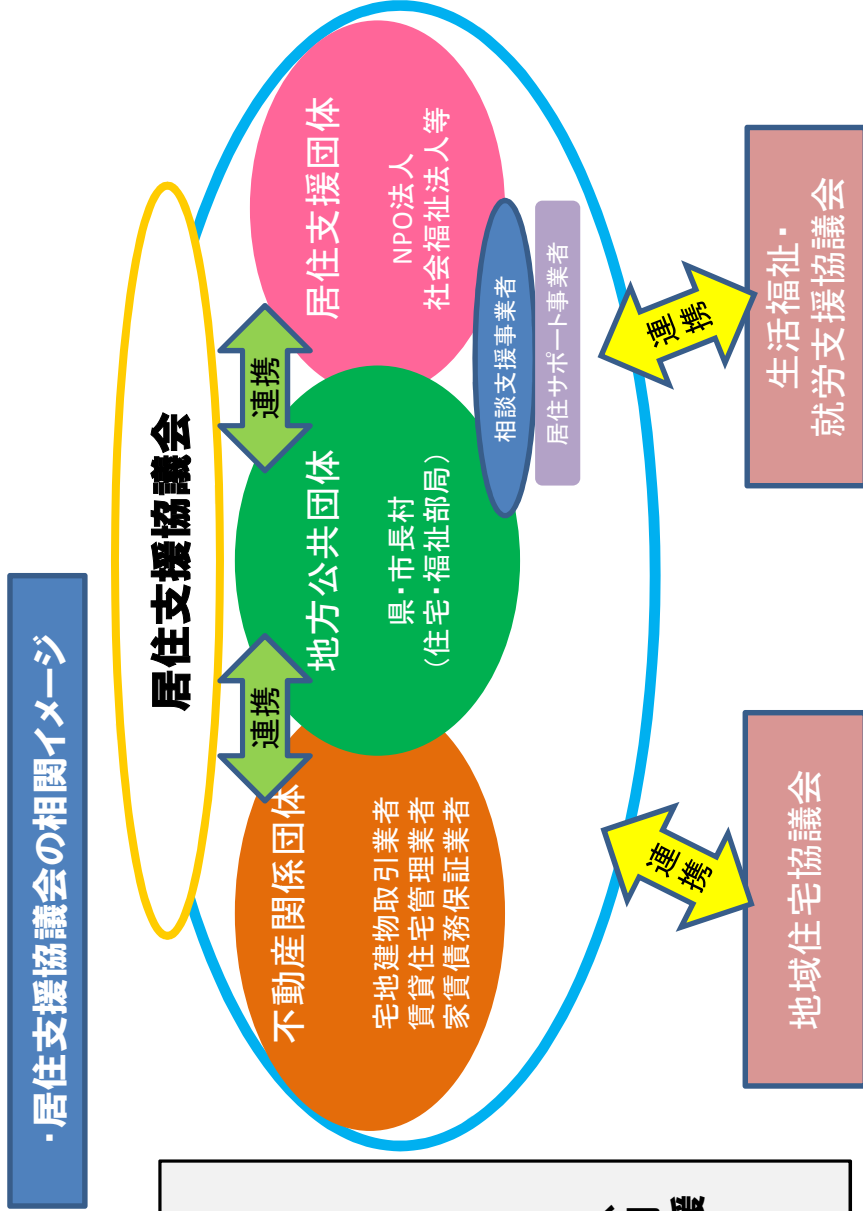
住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の概要

目的

住宅確保要配慮者(低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る(法第10条)

概要

- (1)構成
 - ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
 - ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
 - ・居住に係る支援を行う営利を目的とした法人等
- (2)役割
 - ・居住支援に関する情報を関係者間で共有、協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施



ネットワークの構築

居住支援協議会の事業内容(例)

1 実態調査

地域における住宅確保要配慮者の円滑な入居を困難にしている要因や必要な支援措置を把握するための調査

- ・地域における住宅確保要配慮者の属性・数の把握
- ・地域における入居制限や居住支援サービスの状況の把握
- ・雇用部局・福祉部局等と連携した住宅確保要配慮者の住宅ニーズの把握 等

2 構成主体間連携・協力のあり方に関する検討

地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理事業者、家賃債務保証業者、居住支援団体等の連携・協力のあり方に関する検討

3 住宅確保要配慮者に対する一元的な情報発信

住宅確保要配慮者に対し、住宅、居住支援サービス等について、一元的に情報提供

- <情報の提供>
入居可能な住宅、享受可能な居住支援サービス(見守り、家賃債務保証等)、雇用・福祉等の各種支援施策 等
- <情報提供の方法>
ホームページ、相談窓口、相談会 等

4. マニュアル等の作成

住宅確保要配慮者、賃貸人向けのマニュアル等の作成

- ・住宅確保要配慮者の入居等に係るトラブル防止・対応マニュアル・災害時の被災者受入れマニュアル 等

5. 講演会・研修会等の実施

賃貸人、宅地建物取引業者、居住支援団体等、関係者に対する普及啓発のための講演会・研修会の実施 等

6. 雇用・福祉施策等との連携

高齢者と子育て世帯の住替え支援に関する検討や整備 等

家賃債務保証制度のご案内



高齢者世帯



障害者世帯



子育て世帯



外国人世帯



解雇等による
住居退去者世帯

高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担い、賃貸住宅への入居を支援します。



一般財団法人 高齢者住宅財団

高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担うことで、 家主の方は貸しやすく、入居する方は借りやすくなります










高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援します。この保証制度をご利用いただくことで、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに係る心配がほとんど無くなり、安心して入居いただくことができます。

● 保証の概要

1. 対象住宅

高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅
※公営住宅は対象外です。

2. 対象世帯

	高齢者世帯	60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方 (同居者は、配偶者、60歳以上の親族、 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族等に限る)	
	障害者世帯	障害の程度が次に該当する方が入居する世帯 ①身体障害：1～6級 ②精神障害：1～3級 ③知的障害：精神障害に準ずる	
	子育て世帯	18歳以下の扶養義務のある子が同居する世帯 (収入階層の50%未満の世帯に限る)	
	外国人世帯	次のいずれかの交付を受けた方が入居する世帯 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・在留カードまたは特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	
	解雇等による 住居退去者世帯	平成20年4月1日以降、解雇等により住居から退去を余儀なくされた世帯 (その後の就労等により賃料を支払える収入がある場合に限る)	



3. 保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃（共益費・管理費を含む）	月額家賃の12ヵ月分に相当する額
(2) 原状回復費用および訴訟費用	月額家賃の9ヵ月分に相当する額

※(1)(2)ともに、家賃滞納に伴い賃貸住宅を退去する場合に限りです。また、保証の履行は、入居者が退去し、債務が確定してから行います。

※高齢者住宅財団が、滞納家賃等について保証債務を履行し、入居者に代わって家主に支払いを行った際は、後日、入居者には高齢者住宅財団に対して支払い額および損害金を弁済していただきます。

4. 保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

※原則入居者負担で、契約時に一括でお支払いいただきます。

例：月額家賃が10万円の場合、お支払いいただく保証料は35,000円となります。

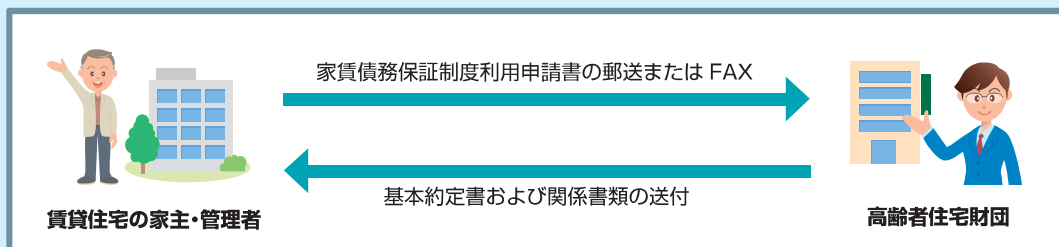
●高齢者住宅財団は、対象世帯の方々の入居支援に努めております。

利用可能住宅について	賃貸借契約による入居であれば、住宅の広さや構造等は問わず、利用可能です。
個人の家主の方が自ら物件の管理者となる場合の利用について	不動産会社等へ管理を委託せず、個人で自ら管理する物件でも利用可能です。
高齢者世帯の年齢上限について	高齢であることを理由に、保証引受をお断りすることはありません。
生活保護を受けている方の利用について	生活保護の受給者であることを理由に、保証引受をお断りすることはありません。また、生活保護費の家賃相当額について、家主の方の代理受領の有無は問いません。
身寄りのない方の利用について	緊急連絡先を指定していただきますが、親族以外の方でも構いません。
連帯保証人のない方の利用について	連帯保証人の有無は問いません。
賃貸借契約期間の途中からの利用について	入居者の連帯保証人が、賃貸借契約開始後に欠けた場合等に、賃貸借契約期間の途中からの利用も可能です。

家賃債務保証制度の利用手続きの流れ

①基本約定の締結

賃貸住宅の家主・管理者と高齢者住宅財団の間で、保証の利用に係る基本約定をあらかじめ締結します。申請書式は下記財団ホームページよりダウンロードしてください。



②保証の申込み

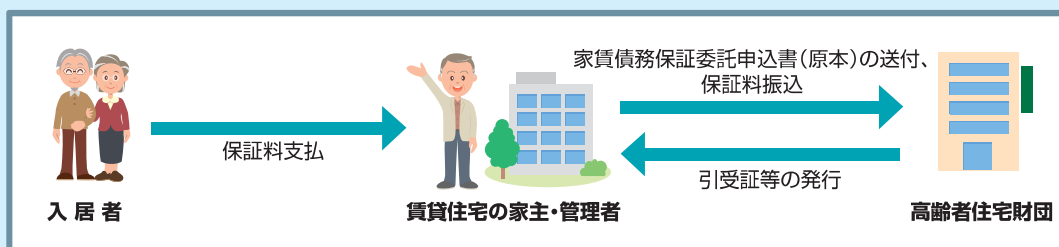
入居者に対し、家主または管理者から保証の説明を行っていただいたうえで、保証の申込み手続きを行います。

あらかじめお渡ししている「家賃債務保証委託申込書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに、所定の宛先へFAXにてお送りください。審査の上、引受可否の回答書を財団からFAXにてお送りします。



③保証の開始

審査の結果、引受可の場合は、回答書の記載内容に沿ってお手続きを行ってください。「家賃債務保証委託申込書」の原本（郵送）と、保証料のお振込みを確認後、保証の「引受証」等を発行し、保証が開始されます。



ご不明な点・ご質問は

入居債務保証支援モデル事業の実施について

島根県パーソナル・サポート・センター及び島根県地域生活定着支援センターの支援対象者のうち、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない利用者について、島根県社会福祉協議会が家主（不動産業者）と入居に関して債務保証契約をすることにより支援対象者の住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的として実施する。

1. 対象者

当面、島根県パーソナル・サポート・センター及び島根県地域生活定着支援センターの支援対象者で、家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居に苦慮している者

2. 対象住宅

島根県社会福祉協議会と入居保証制度に関する債務保証の契約の締結が可能である賃貸住宅

3. 保証の対象・限度

- (1) 滞納家賃：月額家賃の3ヵ月分に相当する額
- (2) 原状回復費用（残存家財処分費用含む）：月額家賃の2ヵ月分に相当する額

4. 保証の期間

原則2年以内（審査により更新可能）

5. 保証料

15,000円（分割での支払いも可）

6. 入居債務保証金

入居保証債務を履行するための必要となる入居債務保証金を設置する。

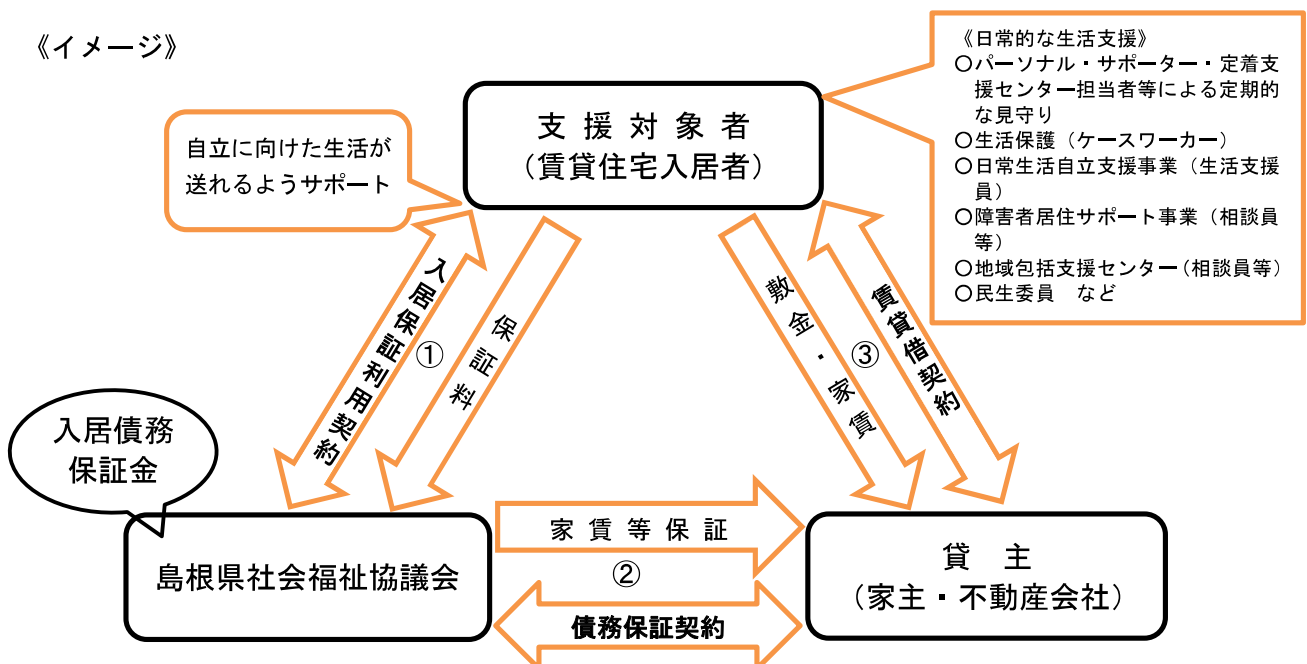
7. 実施計画

H25～H26 松江市において試行的に実施
H27～ 全県的に実施

8. その他

詳細については島根県居住支援協議会との連携により具体化する。

《イメージ》



**議題 3 住居確保に関する意見交換
(対応事例の紹介等)**

**議題 4 住居の確保に関する当部会としての
重点課題の確認**

住居確保に関する当部会としての重点課題の確認

意見交換を踏まえ、住居に関する重点課題を確認し、優先順位を決めて、次回の部会で課題解決に向けた意見交換や協議を行います。

重点課題 ①

重点課題 ②

重点課題 ③

議題5 その他

精神障がい者の地域移行に向けた各機関の役割(未定稿)

	機関	役割
1	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の確保 ・地域移行を推進するための体制整備(予算化・事業化) ・県全体に係る実態の把握及び地域移行の進捗状況等の評価 ・精神保健福祉法に基づく実施指導を活用した医療機関の地域移行の取組状況の把握、評価 ・地域で地域移行の支援の中核を担う人材の育成(研修等)
2	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の長期入院患者の実態把握 ・地域の精神科病院との連携強化 ・定例の病院との連絡会等の開催、退院支援委員会への参加(本人の了解がある場合) ・医療と福祉の連携のための検討の場の提供 ・地域の支援者(実務者)のスキルアップ ・研修会・事例検討会の開催、困難事例等への助言や同伴訪問等
3	精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保護の入院届等の情報を基にした実態把握 ・困難事例への助言、支援
4	精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ・退院にむけて入院患者への働きかけ(意欲の喚起) ・相談支援専門員、介護支援専門員との連携強化 ・入院後早期の段階から連携を開始、医療が担う部分、福祉が担う部分を評価 ・退院後の継続的な支援 ・地域の支援者と連携した病状悪化時の早期介入等
5	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援体制の整備 ・サービス提供体制の確保、申請から給付決定までをスムーズに行う等 ・自立支援協議会での地域の支援体制の評価及び検討 ・地域住民の理解の促進 ・地域定着のための支援、見守り ・地域包括支援センターを通じた高齢精神障がい者に対する相談支援
6	相談支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、医療機関からの求めに応じ、即座に地域移行、地域定着に向けたサービスを提供 ・医療機関、行政との連携強化 ・モニタリングを通して適宜プランの見直しを行い、地域移行、地域定着を推進 ・病状の変化を早期に把握し、必要な支援につなぐ
7	障がい福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の見守り ・服薬状況、病状の変化を早期に把握し、相談支援専門員等へ連絡 ・生活能力を高めるための支援

精神障がい者の地域移行に関する協議検討の場（未定稿）

	協議組織	機能・役割	構成員
1	大分県自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の相談支援体制の把握、評価 ・市町村の相談支援体制の支援に関する協議 ・相談支援事業者への研修のあり方の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者(各圏域代表、専門的分野の相談支援事業者) ・保健医療機関の代表 ・教育機関の代表 ・障がい者の代表者 ・雇用機関の代表 ・市町村の代表 ・企業の代表
	地域移行専門部会	地域移行に関する課題を把握し、必要な支援策を検討 市町村自立支援協議会等へ助言	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業推進協議会代表 ・障害者施設協議会の代表 ・精神科病院協会代表、精神保健福祉士会代表 ・地域生活定着支援センター、市町村代表、保健所保健師代表
	精神障がい者地域移行ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の地域移行、地域定着に関する課題を明らかにし、具体的な取り組みを検討 ・地域の人材の育成するための研修の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院職員(精神保健福祉士、看護師、作業療法士) ・相談支援事業所職員(相談支援専門員、相談員) ・地域生活定着支援センター相談員 ・市担当者 ・保健所保健師
2	市町村自立支援協議会	地域における連携、支援体制に関する協議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障がい者の支援に携わる関係機関の代表等
	専門部会	社会資源の改善、開発にむけた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・課題ごとの中核的な役割の担う支援者等
3	個別支援会議	個別課題の抽出、支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の支援を行う関係者
	医療保護入院者退院支援委員会	医療保護入院患者に対して、入院が必要と推定される入院期間を超える場合に、入院継続の必要性や退院に向けた取組等について審議	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医、看護師、退院後生活環境相談員 ・当事者(本人が希望する場合) ・家族、地域援助事業者等(本人の了解がある場合)
	退院支援委員会	精神療養病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するための検討(当該患者1人につき1回以上開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医、看護師、退院支援相談員 ・当事者、家族(必要に応じて) ・地域援助事業者等(本人の了解がある場合)
4	県保健所 地域移行支援協議会	精神障がい者の地域移行、地域定着の体制整備に向けた圏域内の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の精神科病院等の院長 ・地域の精神科病院スタッフ(精神保健福祉士、看護師) ・地域の相談支援事業所(相談支援専門員、相談員) ・障がい福祉サービス事業所職員 ・市町村担当者

精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会 実施計画

1 目的

平成 26 年 4 月に改正精神保健福祉法が施行され、地域生活への移行を促進するため、「退院後生活環境相談員」の設置や地域援助事業者との連携が義務づけられた。

精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するためには、医療機関、地域援助事業者それぞれが、互いの役割を理解し、より効果的な連携を図っていく必要があることから、連携についての課題を整理し、よりよい連携方法について検討する機会とする。

2 主催 大分県（第 3 回相談支援従事者専門コース別研修と合同開催）

3 対象 （1）指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者

（2）精神科病院関係者

（退院後生活環境相談員をはじめ、病棟等で退院支援に携わる方の積極的な参加をお願いします）

（3）市町村担当者

（4）保健所担当者

4 日時 平成 26 年 12 月 8 日（月） 9：30～16：00

（9：10 受付開始）

5 会場 大分県看護研修会館 3 階大研修室（大分市大字豊饒^{トヨニク}310 番地の 4）

6 内容（内容は今後変更になる可能性があります）

（1）講義

「地域移行・地域定着を推進するための医療と福祉の連携について（仮題）」

講師 一般社団法人 支援の三角点設置研究会

相談支援事業所ふあっと 東 美奈子氏（看護師）

相談支援センターくらふと 吉澤 浩一氏（精神保健福祉士）

（2）報告

「大分県内の医療と福祉の連携の事例報告」

「25 年度精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会後の圏域の取組報告」

報告者（大分県内の実践者を予定）

（3）ワークショップ

「医療機関、地域援助事業者の連携に関する情報交換」

「各圏域での取組について」

